

CULTURE & ARTS BULLETIN

当該アートディレクター個人ではなく、その雇用主である Gaffen に帰属すると判断しました。これにより、Nirvana と Marc Jacobs の紛争の本格審理が始まることともなりますが、上記アートディレクターはこの判断に対して控訴等も検討しており、Marc Jacobs 側も Nirvana 側の著作権者を明確にし将来的に紛争を複雑化させないために、当該アートディレクターによる控訴に賛同する意向を示しているとのこと。このような訴訟経過からすれば、Nirvana（又は Nirvana のレーベルである Gaffen 所属のアートディレクター個人）と Marc Jacobs との間で、本件ロゴの著作権侵害の有無について争われるのは当分先のことにはなりそうです。

翻って、日本において、いわゆるスマイリーフェイスについて、著作権等の侵害が争われたケースはあるのでしょうか。本件ロゴは、スマイリーフェイスに対してさらに趣向が凝らされたものですが、日本でも、スマイリーフェイスは、「にこちゃんマーク」などと呼称され、広く使用されてきました。この点、日本において、スマイリーフェイスの商標権侵害が争われた事案²では、「スマイルマーク」の創作経緯や日本における使用経緯等にも言及された上で、「スマイルマークの範疇に属する」商標権の効力に関し、「禁止権の効力が及ぶ範囲は、(問題とされている) 商標に示された具体的外観(顔、目及び口の位置、描線等)を備えるスマイルマークに限定されると解するのが相当」とされています。これは、スマイリーフェイスが①顔の輪郭を表す丸の中に、②2個の点で描かれた目と、③両端上がりの弧で描かれた口を配置するという極めて単純な構成であることを理由に、かつては商標登録を受けることができないものになっていた可能性が高い点(商標法3条1項6号)を考慮した判断です。当該判決でも、問題とされたスマイリーフェイスについて、①顔の輪郭を表す丸の形(真円か否か)、輪郭線の太さないし濃さ、②目の形状の縦横比、輪郭内における目の中心の位置、両目の間隔、③口の形状、輪郭における位置が詳細に検討されて、類比的検討が行われています。

現在日本では様々なスマイリーフェイスが様々な指定商品/役務にて登録されていますが、日本でスマイリーフェイスを用いたデザインの使用を検討する際には、登録商標の調査をした上で、上記裁判例等を参考に、検討中のデザインが登録商標に類似するものといえるかを検証することが必要です。上記で紹介した米国の裁判では、著作権侵害が問題とされており、また、侵害の有無(問題とされたデザインと本件ロゴの類似性)に関する審理ないし判断にまで至るのは当分先のこととなりそうですが、どのような検討がされるかも注目されます。Nirvana は、両デザインについて、唯一の識別可能な違いは、目の部分に「X」を2つ使っているか「M」と「J」という文字を使っているかのみであり、両デザインは類似すると主張しているようですが、上記で紹介した日本の裁判例の基準に照らせば、少なくとも日本で争った場合に、このような主張が説得的といえるかは疑義があるといえそうです。

なお、スマイリーフェイスについて、日本における上記裁判例では、歴史的背景を知る上で興味深い事実関係も以下のように示されています。

² 大阪地判平成13年10月25日(LLI/DB L05650281)

CULTURE & ARTS BULLETIN

スマイルマークは、1960年代後半から70年代にアメリカで大流行し、日本でも昭和45年後半から昭和47年にかけて爆発的に流行した著名な標章であること、昭和45年当時、スマイルマークは、日本でもアメリカでも著作権者がないと考えられており、多数の業者がライセンス契約を締結することなく、それぞれ微妙にデザインの異なるスマイルマークを使用していたこと、スマイルマークについては、昭和46年、指定商品を商品区分旧第25類として5件の商標登録出願がされたが、平成元年に本件商標が商標権設定登録されるまでは、約18年間にわたり登録に至ったものがないことが認められる。

加えて、スマイルマークの考案者について、「アメリカ西海岸で生まれたとか、ヒッピーが使っているマークであるなど諸説があり、考案者は不明とされていた」ことや「平成8年頃、フランス人A〔注：原文では個人名〕がスマイルマークの原作者と名乗り、株式会社イングラムを日本での代理人としてスマイルマークのライセンス活動を開始し...、平成9年2月11日付け日本経済新聞に、<R>マークを付したスマイルマークを配し、『スマイルマークは登録商標です。私を勝手に使わないで！』等の見出しを付けた全面広告を掲載し、今後日本でスマイルマークを使用する場合は、A及びイングラムの事前承諾が必要となると告知した」こと、これに対し、「アメリカ合衆国マサチューセッツ州ウスター市の市長が、1996年（平成8年）7月10日、スマイルマークは」「1963年（昭和38年）、保険会社の依頼で黄色の丸い顔に一对の目と円弧状の口を配したスマイルマークをデザインしたとされる米国人B〔注：同上〕」の創作である「との宣言書を出した」ことにも言及されており、元祖スマイルマークの起源についても気になるところです。

（塚 有光子）

2. 最高裁が犯罪被害者給付制度の対象に同性カップルを含める判断

2024年3月26日、最高裁は、犯罪被害者給付金の支給対象に同性カップルも含めるとの判断を示しました。

上告人は、2014年に、20年以上生活を共にした同性のパートナーを殺害されました。2016年、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（以下「犯給法」といいます。）に基づく給付金を申請したものの、2017年に愛知県公安委員会により不支給と裁定されたため、その取消しを求めて2018年7月に名古屋地裁に提訴しました。

犯給法は、給付金の支給を受けることができる遺族の範囲について以下のとおり規定しており、このうち「配偶者」については、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む」と規定しています（犯給法5条1項1号）。

CULTURE & ARTS BULLETIN

＜給付金の支給を受けることができる遺族の範囲（犯給法5条1項）＞

- ① 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- ② 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ③ ②に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

裁判では、この「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に同性のパートナーが含まれるかどうか争点となり、一審及び原審は、対象に含まれないとして訴えを退けました。

これに対して、最高裁は、原審の判断は是認することができないとした上で、犯給法5条1項1号の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」には同性のパートナーも含まれ、給付金を受給できるとの判断を示しました。

まず、最高裁は、犯罪被害者給付制度の目的について、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減し、犯罪被害を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することとし、給付金の支給を受けることのできる遺族の範囲について定める犯給法5条1項の解釈にあたっては、かかる目的を十分に踏まえる必要があるものとし、そして、犯給法5条1項は、給付金の支給を受けることができる遺族として、被害者の死亡により精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減を図る必要性が高いと考えられる者を掲げたものと解されるとしています。その上で、犯給法5条1項1号が、括弧書きにおいて、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」を掲げているのも、婚姻の届出をしていないため民法上の配偶者にあたらぬ者であっても、被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み、事実上婚姻関係と同様の事情にあったといえる場合には、被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減を図る必要性が高いと考えられるためであるとしました。そして、そうした打撃を受け、その軽減を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、被害者と共同生活を営んでいた者が、被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえないと述べ、したがって、同性パートナーも受給対象に含まれるとの解釈を示しました。

その上で、最高裁は、実際に給付金が支給されるためには、被害者と「事実上婚姻関係と同様の事情にあった」といえる関係にあったかについて更に審理を尽くさせる必要があるとして、本件を原審に差し戻しました。差し戻しではこの点が争点となる見通しです。

このように、今回の最高裁の判断は、犯罪被害者給付制度の目的を踏まえて法の文言を解釈するという素直な法解釈を採用しており、評価できます。

補足意見では、本件の解釈はあくまでも犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族への支援という特有の目的で支給される給付金についての解釈であると強調され、他

CULTURE & ARTS BULLETIN

の制度に対しても同様に適用できるかについては制度ごとの検討を要するとの慎重な姿勢も示されました。

それでも、今回の最高裁判決は、同性カップルに法的保護を認める必要性が徐々に日本社会に浸透していることを示すものといえ、今後もこの流れが続くことが期待されます。

(野々口 華子)

3. メトロポリタン美術館が美術品の来歴調査チームを新設

メトロポリタン美術館は新設された収蔵品の来歴調査部門の責任者に、米オークション会社サザビーズにおいてバイス・チェアマンを務め、同社におけるオークション品の来歴調査にも深く携わってきたルシアン・シモンズ氏を任命しました。メトロポリタン美術館においては、これまでマンハッタン地区検事局により、略奪文化財と判明した美術品が数十点押収されており、所蔵作品及び収蔵予定の作品に関する来歴調査の必要性が問われていました。今回新設された来歴調査部門は同美術館における略奪文化財の調査及び返還の動きを加速させるものといえます。

略奪文化財のうち、これまでもっとも重視されてきたのは、第二次世界大戦中にナチスが引き起こしたホロコースト時代において、ナチスが略奪した文化財です。これらのナチスによる略奪文化財については、1998年12月、世界44か国が参加したワシントン会議において、ホロコースト時代に紛失した財産を所有者や、遺族に返還すべき旨を宣言するワシントン原則が採択されています³。ナチスによる略奪文化財に関しては、ワシントン原則に携わった欧米各国により、各国において特別法等の制定が進められ、一定の保護が図られてきました。

もっとも、近年、上記のナチスによるもののみならず、植民地時代に略奪されたものも含めて、歴史的に盗難や略奪の対象となった文化財については、本来の保有国または保有者に対して自主的に返還する動きが加速しています。当事務所の [MHM Culture & Arts Journal -Issue2- \(2022年7月号 \(Vol.10\)\)](#) のColumn②及び [MHM Culture & Arts Journal -Issue8- \(2023年1月号 \(Vol.16\)\)](#) においてご紹介したとおり、略奪文化財の保有者に対して、本来の保有者を名乗る者が返還を求める紛争事例自体は多くみられてきましたが、近年の国際的潮流としては、かかる紛争に発展する前に、美術館等が内部における所蔵作品の来歴調査を行い、略奪文化財と認定された美術品に関して、その保有者が、倫理的に正しいとされる権利関係の実現を自主的に図る点にその特徴があるといえます。現代法の下、合法的に所有権を取得した文化財であったとしても、その来歴に倫理的な問題があると判断された所蔵品については、返還をする動きも見られます。

人権・環境意識の高まりとも相まって、欧州社会を中心に加速している略奪文化財の自主的な返還に関する国際的な潮流により、美術品や文化財に対してもいわゆる

³ [Washington Conference Principles on Nazi-Confiscated Art - United States Department of State](#)

CULTURE & ARTS BULLETIN

「正しさ」が問われるようになりつつあります。日本国内においてもこれらの動きが波及することが想定されるため今後の動きを注視する必要があります。

(山下 泰周)

◆◆◆◆◆ Column ◆◆◆◆◆

芸能ビジネスと法 (2) ～パブリシティ権の歴史～

パブリシティ権については、最高裁がピンク・レディー事件の平成 24 年 2 月 2 日判決で「肖像等は、商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があります、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利（以下「パブリシティ権」という。）は、肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから、上記の人格権に由来する権利の一内容を構成するものといえることができる。」と判示し、また、①鑑賞、②商品化、③広告の 3 類型が侵害行為となることを示して、確立したが、そこに至るまでの歴史について、ご紹介したい。

わが国で、パブリシティ権が初めて認められたといわれるのは、マークレスター事件の東京地裁昭和 51 年 6 月 29 日判決であり、パブリシティ権という用語は使用されていないが、肖像の無断利用について、財産的損害の賠償を認めた。次いで、王選手記念メダル事件の東京地裁昭和 53 年 10 月 2 日決定で理由は明確ではないが、販売差止の仮処分が認められた。そして、いくつかの判決が出た後、おニャン子クラブ事件の東京高裁平成 3 年 9 月 26 日判決は、「芸能人の氏名、肖像が持つ顧客吸引力は、当該芸能人の獲得した名声、社会的評価、知名度等から生ずる独立した経済的利益ないし価値として把握することが可能であり、当該芸能人はかかる顧客吸引力のもつ経済的な利益ないし価値を排他的に支配する財産的権利を有する。」と判示し、パブリシティ権という単語そのものは使われていないものの、パブリシティ権を正面から認め、損害賠償のみならず、差止請求まで認容するという画期的なものであった。筆者が弁護士登録した平成 5 年当時は、おニャン子クラブ事件の東京高裁判決があり、パブリシティ権が認められるのは、当たり前と思っていたが、それほど簡単なことではなかった。そもそも明文の規定も判例もないのにパブリシティ権に基づく差止請求を提起して、勝訴した先輩弁護士には心から敬意を表したい。万が一、敗訴するようなことがあれば、エンターテインメントビジネスがひっくり返りかねないところであった。

平成 8 年に筆者もパブリシティ権に基づく差止仮処分を提起したことがあるが、裁判所は簡単に認めてくれたわけではなく、おニャン子クラブ事件判決等を示して説得してようやく認められた。当時、パブリシティ権を否定する趣旨の論文が有名法律雑誌に掲載されるなど、まだ、パブリシティ権が定着しているとは言い難い状況であった。

そのようななか、キングクリムゾン事件の東京高裁平成 11 年 2 月 24 日判決がパ

CULTURE & ARTS BULLETIN

ブリシティ権そのものを否定する趣旨ではないものの、出版物についてパブリシティ権侵害の成立を否定し、出版物についてはパブリシティ権行使できないのではないかという状況になった。また、ギャロップレーサー事件の最高裁平成16年2月13日判決は、物のパブリシティ権について正面から否定し、人のパブリシティ権も最高裁では危ないのではないかとの危惧も生じた。その後、ブブカスペシャル事件の東京高裁平成18年4月26日判決で出版物についてもパブリシティ権侵害が認められ、少し安堵した。今から振り返って、3類型に当てはめて考えると、キングクリムゾン事件とギャロップレーサー事件は、3類型のどれにも当てはまらないのに対し、ブブカスペシャル事件は、①鑑賞に該当する事案であった。そして、ピンク・レディー事件の控訴審である知財高裁平成21年8月27日判決が出され、パブリシティ権自体は認められたものの、出版物に対しては侵害が認められなかった。最高裁がどのような判断を示すか注目されるなか、最高裁は、当該事案は3類型のいずれにも当たらないとして、パブリシティ権侵害を否定したが、冒頭に述べたとおり、パブリシティ権自体は認めた。現在では、当たり前と思われるパブリシティ権もこのような激動の歴史を辿って確立したのである。令和6年の弁護士が昭和61年にタイムスリップしたら、パブリシティ権の扱われ方について「不適切にもほどがある」と思うことであろう。

(横山 経通)

【編集後記】

- ◇ 犯罪被害者給付制度に関する最高裁の判断は、制度の趣旨・目的からすると、実に自然な帰結であると考えられます。そのほか、社会福祉制度上、LGBTQについての取り扱いが見直されるべき点は少なくないところ、今後も本件のように制度の趣旨・目的に立ち返った合理的な是正が進むことが期待されます。
- ◇ 昨今のサプライチェーンや貿易分野における人権・環境問題は正の気運も相まって、美術品の来歴の倫理的正当性に対する国際的な関心がますます高まっています。その来歴によって美術品そのものの価値が左右されるわけではありませんが、文化的に意義のある美術品の保有者や管理者には、美術品を取りまく社会の公正さを維持するための責任が課せられているように思います。
- ◇ 森・濱田松本法律事務所 文化芸術プラクティスグループでは、皆さまのご意見等をお待ちしております。CULTURE & ARTS BULLETIN / MHM Culture & Arts Journal への掲載内容へのご質問のほか、誌面への感想、取り上げてほしいテーマ等のご要望も大歓迎です。

(編集担当：小田 大輔、瀧山 侑莉花)